

けいれんや失神など自動車の運転に支障を及ぼしかねない病状の有無について、免許を取得・更新するすべての人に申告させる改正道路交通法が6月1日、施行された。虚偽の回答をすると「1年以下の懲役か30万円以下の罰金」が科される。

同法は、幻覚を伴う精神疾患や意識障害をもたらし病気がある人には免許を与えないとしている。具体的には同法と施行令で、一部のてんかんや統合失調症、睡眠障害、アルコール・薬物依存などを挙げている。

これらに該当しないか把握するため6月からは、免許の取得・更新時に5項目の質問票に回答することを義務付ける。

質問は「はい」か「いいえ」に印を付けて回答する形式で、内容は、過去5年以内に「意識を失った」、「身体を思い通りに動かせなくなった」、「十分な睡眠を取ったのに日中眠り込んでしまった」経験があるか、アルコールへの依存性があるか、医師から運転を控えるよう言われていないか、を問う。

当てはまる項目がある人には免許試験場や警察署の職員が聞き取りをしたうえで、必要に応じ医師の診断書を提出させる。薬で病状を抑えられないなど運転に支障がある場合、都道府県公安委員会は免許を交付しないことや取り消すことがある。

ただ、免許を取り消された人が再取得する時の負担軽減も規定。3年以内に回復し再取得する場合は技能・学科試験が免除される。

このほか、病状のある患者が運転していると知った医師が公安委員会に届け出ても医師法の守秘義務違反には当たらないとする規定を整備。運転を控えるよう医師が言っても聞かないケースなどが想定されている。

今回の法改正は、てんかんの持病を隠していた運転者が多数の死傷者を出す事故が相次いだことで対策が取られたもの。昨年6月、病気を理由に差別が生じないよう配慮すると付帯決議し成立した。

(福祉新聞・第2671号 2014年6月9日)